

○横浜市市庁舎整備基金条例

平成元年 3 月 25 日

条例第 12 号

横浜市市庁舎整備基金条例をここに公布する。

横浜市市庁舎整備基金条例

(目的及び設置)

第 1 条 横浜市の市庁舎整備に必要な経費に充てるため、横浜市市庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、横浜市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、設置の目的を達成するため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。